

島根県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、令和6年1月25日老発0125第5号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき、賃金改善の対象となる介護サービス事業所等が行う賃金改善を対象とし、交付率は10/10とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、介護サービス事業所等（以下「補助事業者」という。）が実施する次の表の左欄に掲げる事業に係る同表の中欄の対象経費について、同表の右欄に定める額とする。

事業	対象経費	補助額
介護職員処遇改善支援事業	国実施要綱3の対象経費	国実施要綱5に規定する補助額を算出する方法により算出した額

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の

確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 第5条第1項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1）補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更

（2）補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更

（3）経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更

（4）経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

（補助金の概算払）

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部または一部を概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 この補助金の事業実績報告は、事業が完了したときは、様式第4号による実績報告書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第12条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法、
 手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定め
 るところによるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事
 が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

島根県介護職員処遇改善支援補助金交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書【別紙様式2-1】
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

島根県介護職員処遇改善支援補助金変更交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 変更交付申請額(①)	金	円
2 既交付決定済額(②)	金	円
3 差引増減額(①-②)	金	円

2 添付書類

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書【別紙様式2-1】
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金計画書(施設・事業所別個表)【別紙様式2-2】

概算払請求書

一金 円

但し、島根県介護職員処遇改善支援補助金として

交付決定額	円①
今回請求額	円②
受領済み額	円③
おって請求する額	円 (①-②-③)

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

住所 :

法人名 :
代表者名 :

島根県知事 様

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所 :

法人名 :

代表者名 :

島根県介護職員処遇改善支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高第 号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業実績について、次の
関係書類を添えて報告します。

1 実 績 額 (①)	金	円
2 交付決定済額(②)	金	円
3 差 引 額 (①-②)	金	円

4 添付書類

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書【別紙様式3-1(補助金)】
- ・ 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)【別紙様式3-2(補助金)】